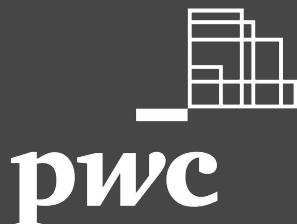


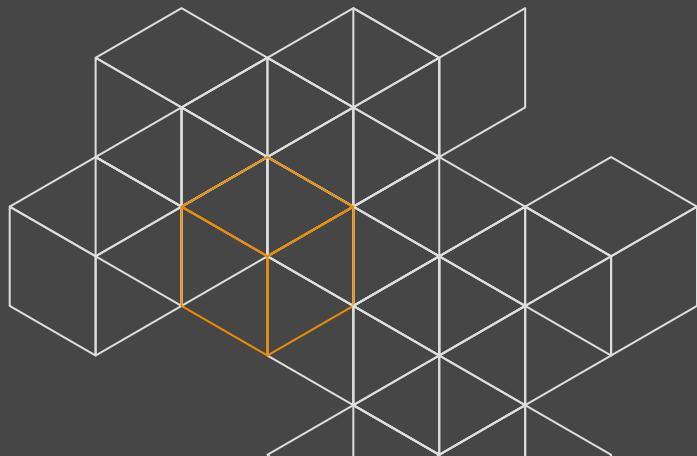


PwCベトナムニュースブリーフ

ベトナムにおけるグローバルミニマム課税
に関する草案の公表



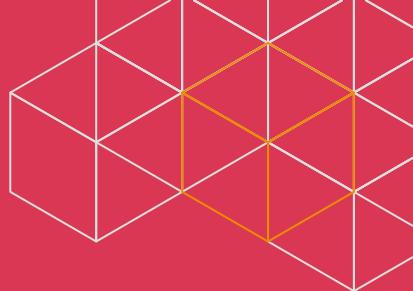
www.pwc.com/vn



概要

グローバルミニマム課税は、より公平な課税制度を構築し、税源浸食や利益移転などの問題に取り組むことを目的として導入されました。

ベトナムはこれらの国際的な取り組みに歩調を合わせており、グローバルミニマム課税に関する政令案が、パブリックコメント募集のために公開されました。政令案は、原則としてOECDによる第2の柱のモデルルールおよびガイドラインに沿ったものであり、適格国内ミニマム課税(QDMTT)および所得合算ルール(IIR)の要件を定めることを目的としています。



詳細

財務省は、12月6日まで政令案に対する意見募集を受け付けています。政令案では、2024年度から発効している決議107号の適用について、ベトナムで事業を展開する多国籍企業(MNE)にとって重要なガイドラインを定めています。

会計年度「2024年度」の明確化

決議107号は、2024年度から適用が開始されています。今回の政令案では、「2024年度」は、2024年1月1日以降に開始される会計期間であることが明確化されました。ただし、最終親会社 (UPE) の会計年度が2023年12月に始まる場合は、当該会計年度も2024年度とみなされます。

一貫性および申告業務を簡素化する目的から、QDMTTの計算目的上、ベトナムの構成事業体(CE)の会計年度は、UPEの会計年度と一致します。

適用される会計基準

QDMTTの計算においては、連結財務諸表に使用される会計基準(グループ会計基準)が適用されます。グループ会計基準を使用してCEの純損益を測定することが不可能である場合は、別の許容可能または認可された会計基準(ベトナム会計基準など)を使用することが可能です。ただし、適用した会計基準とグループ会計基準との不一致に起因する100万ユーロ超の差異がある場合は、調整が必要となります。

ベトナムに所在するCE間におけるQDMTTの按分

QDMTTの対象となるMNEグループは、ベトナムのCE間において、QDMTT負債をどのように按分するかは任意に決定が可能です。しかし、按分内容は税務当局に報告が必要となります。

トップアップ税額計算の通貨

QDMTTは、UPEが連結財務諸表を作成する際に使用する通貨を使用し、為替レートの変動を適切に調整して、算定されます。算定されたトップアップ税額は、ベトナムドンに換算のうえで支払いを行います。

申告後の調整および税率の変更

政令案では、納税者が前年の対象租税(Covered tax)を増額する調整がある場合に、当該調整額を当年の対象租税に組み込むことが認められます。反対に、前年の対象租税を減少する調整がある場合には、前年の実効税率とトップアップ税額の再計算が必要となります。調整額が100万ユーロ未満の場合には、納税者はその減少額を当年の計算に反映させることも可能です。

申告および納税

MNEがベトナムに複数のCEを有する場合、会計年度末から30日以内にQDMTTを支払う代表法人を指定する必要があります。代表法人は、会計年度末から90日以内にトップアップ税の納付用の税コードを取得するための申請書を提出することが求められます。また、会計年度末から9か月以内に、代表法人はQDMTTの対象となるCEリストを税務総局(GDT)に提出することが必要となります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com

ホーチミンオフィス：



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com

www.pwc.com/vn

